

保護者 様

津山市教育委員会
津山市立北小学校長

陽性判明後等の自宅療養者等に対する療養期間の基準の見直しについて

この度、県内や本市の感染状況を踏まえ、学校における感染拡大を防止しつつ学校教育活動を継続するため、別添写しのとおり国からの通知を参考に、関係機関と相談の上、陽性判明後の自宅療養等に対する療養期間の基準の見直しを行いました。見直しについては、9月13日より適用します。

記

1. 自宅療養期間の基準について

(1) 見直しの背景

- ①学校は「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえた対応を基本としつつ、マスクの着用を含めた感染対策を指導している。
- ②学びの継続と保護者の負担軽減を図る必要がある。
- ③オミクロン株については、若者の重症化リスクは低く、大部分の人は感染しても軽症である。

(2) 見直しの内容

現行	見直し
<p>【自宅療養期間】 (有症状患者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合には、11日目から解除を可能。 <p>(無症状患者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検体採取日から7日間を経過した場合には8日目に療養解除を可能(ただし、10日間が経過するまでは、検温など自身による健康観察の確認や、リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等の感染対策を求めること) <p>(濃厚接触者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・待機期間を5日間(6日目解除)とする。ただし、2日目及び3日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、3日目から解除を可能とする。ただし、濃厚接触者となった児童生徒の自宅待機期間は5日間(出席停止の扱い)とし、期間短縮の措置はしない。 	<p>【自宅療養期間】 (有症状患者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した場合には、<u>8日目から解除を可能</u>となる。 ※ただし、10日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認や、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動を徹底すること。 <p>(無症状患者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・療養期間は、従来と同じく検体採取日から7日間を経過した場合には、<u>8日目に療養解除</u>となる。 ※ただし、療養期間中に発症した場合は、その日を発症日(0日目)として、原則7日間の自宅療養 <p>(濃厚接触者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・待機期間を5日間(6日目解除)とする。ただし、2日目及び3日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、3日目から解除を可能とする。<u>濃厚接触者となった児童生徒の自宅待機期間も同様とする。</u>

※なお、全ての教育活動中において、児童生徒・教職員のマスクの着用、活動場所(教室等)の換気、感染リスクの特に高い活動の自粛等が、徹底されていることを前提条件とする。

2. その他

今後、感染状況に応じて基準の見直しを検討する。